

よりよい施設生活を目標として

SSKU あした No.26

療護施設自治会全国ネットワーク

目次

鳥取県・県立福祉施設の

民間移転反対運動	上山俊二	1
参考資料	日本海新聞記事	4
厚生省委員会報告No3	小峰和守	5
参考資料	福祉新聞記事	6
はぎれ反射材差し上げます	ヒロコ一	8
環境制御装置（ECS）について	山科賢一	9
環境制御装置の一例	事務局	11
ECSガイド	河合俊宏	13
環境制御装置を考える	二宮博之	16
外国製電動車イスの過信	伊藤道和	17
新聞記事を読んで	小峰和守	19
参考資料	朝日新聞記事	21
参考資料	神奈川新聞記事	22

ご案内

ご案内

今回は、環境制御装置を特集してみました。自分でやりたいことを、やりたい時に、人の手を借りずできるようにするのが、この装置です。療護施設でも職員の不足を補う重要な存在です。ただし、今のところ、補装具として認められていませんし、日常生活用具としてもほとんど認められておりません。アピールからはじめましょう。

鳥取県

県立福祉施設の 民間移管反対運動

鳥取県立障害者福祉センター友愛寮友愛会
会長 上山 俊二
福祉施設の充実・発展を求める会副代表

今、全国で起こっている財政赤字の中で、公立の福祉施設に対する補助金カットとか・民間移管の問題とか、まさに大変な時期を迎えています。そこで鳥取県で起こっている民間移管問題についてお話しします。

鳥取ではユニークな会を作って運動をしております。

それは、「福祉施設の充実・発展を求める会」(福祉充実の会という)という名称で、県立福祉施設の利用者・保護者・職員や福祉関係者で作っています。

この会の発足のきっかけは、平成9年6月に鳥取県議会で県立福祉施設を運営委託されている鳥取県厚生事業団の県費補填問題が取り上げられ、ある議員が「いっままで赤字補填を続けるのか、十年後には、厚生事業団を廃止したいというような積極案を出すべき」と発言しました。それに対して県知事

は、「民間でできるものは民間で行い縮小を考える」と答弁し、そのあと、鳥取県公社・事業団検討会で検討されることになりました。そこで鳥取県厚生事業団職員労働組合委員長の「県立福祉施設の切り捨ては福祉の後退」との呼びかけで平成9年7月に発足しました。この会は、県立福祉施設の民間移管に反対運動をやりながら、高齢者、障害者一人ひとりにとって福祉施設が豊かな生活の場となるよう充実・改善の運動を展開しています。

鳥取県



発足当時の会員数は450名ほどでしたが現在600名以上です。会の運営は、24名の世話人を置き、(世話人は、半数は利用者、保護者で、半数は、職員と福祉関係者という構成)2ヶ月毎に世話人会を開いています。

△の活動は、外出の機会が少ない重度の施設利用者に「外出を」ということで一泊旅行や外出の援助を行っています。

また、勉強会と称して、シンポジウムを行っています。それは、福祉を後退させず豊かな福祉をめざして大学の先生等の協力を得て毎年開催し、福祉問題を県民の問題として県民の参加も呼びかけ、県民に情報発信しています。今年も1月に「お年寄りや障害者にあたたかい福祉の充実を」というテーマで開催し、県財政の立場から福祉を考えて“もっと福祉にお金をかけるべき、経済効果は公共事業よりも福祉にお金をかける方が大きい”とシンポジストから報告されました。また、介護現場での職員の報告があり、日々の仕事への思い、利用者への思いを切々と訴えて、改めて介護する側の苦勞がわかりました。

それから、県に対して陳情等を行っています。

たとえば、福祉センターまで福祉バスを導入してほしいとか、福祉マップの作成、県立福祉施設の民間移管をやめて、県の責任で充実するよう求めると共に、老朽化して狭い施設環境を改善し、利用者本位の施設づくり、施設運営の実現を要望しております。

これらのシンポジウムや、県に対する陳情は、毎回新聞報道もされ、県民に広く認知されるようになってきました。

こうした取り組みと平行して、「鳥取県の公的福祉の後退に反対し、福祉の充実を求める署名」にも取り組み、1年半の取り組みで県民5人にひとりにせまる11万7820人の署名を集め、県議会に提出しました。このことは、まさに県民が福祉の充実を求めていることの大きな意思表示になったと考えています。

そして現在、第2次署名である「介護する方、される方、みんなが安心できる福祉の充実を求める陳情署名」に取り組んでいます。

陳情事項の内容は次の通りです。

1. 介護保険は必要な介護が受けられなかったり、保険料や利用料など低所得者に重い負担を求める等、問題点が指摘されています。誰でも必要な介護が安心して受けられるよう、国に対して改善を

- 求めるとともに、県、市町村による救済措置を講じてください。
2. 地方自治体の介護基盤の整備に対する財政援助を強化するように、国に要望してください。
 3. 既存の県立特別養護老人ホームや障害者施設の民間移管や大幅縮小をやめ、老朽化した福祉施設を抜本的に改善してください。
また、痴呆性老人の受け入れ体制の整備や、通所施設の設置など、きめ細かい福祉の充実を図ってください。
 4. 民間福祉施設の職員やホームヘルパー等の賃金、労働条件の改善のための取り組みを強化してください。特に経営困難な無認可作業所などへの助成を強化してください。

この陳情署名は、県知事宛と県議会議長宛に出して、現在7万8000人以上の人に署名をいただいています。

こういう運動の中、県は、昨年4月に就任した知事が県立福祉施設の見直しを再検討すると言われ、これまで民間移管でと言われてきた県立の知的障害者施設を県立のまま改築し、整備することに決定しました。これも私たちの運動の結果だと自負して大変喜んでおります。

そのほか、会員に対して、ニュース等を発行して県の動きを知らせています。

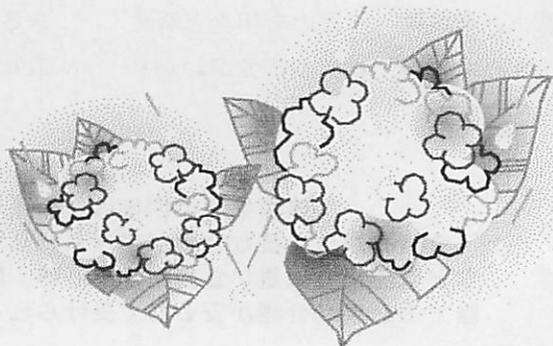
また、利用者の声を聞く会などを設け、出された要望・意見などをまとめ

て、施設関係のことは各施設ごとの職員組合の分会に提示して改善出来るものは改善してもらおうようにしています。また、県へ積極的に陳情してゆきたいと思っています。

国や地方のレベルでも、福祉の後退が次々と起こっているとき利用者、家族、職員、県民が共同して福祉を守り、充実させる運動は、今後重要になってくると思います。

今後福祉充実の会は、自治会と連携をとりながら福祉オンブズマンの発足をめざして利用者の声を大切にしながら、職員、保護者と一緒にスクラムを組んでさらに頑張っけてゆきたいと思っています。

事務局より
福祉施設充実の会の書類を
頂いております。お望みの
方は事務局まで。



参 考

鳥取県が鳥取県厚生事業団に運営委託されている県立福祉施設			
特別養護老人ホーム	3	身障者授産施設	2
身障者更生施設	1	身障者療護施設	1
肢体不自由児療護施設	1	知的障害者施設	6

参考資料 日本海新聞 1999/11/16

県 立
福祉施設

知事会見、予算編成までに方針

鳥取県の片山善博知事は十五日の定例記者会見で、県が昨年六月にまとめた県立福祉施設の民間移管計画を再検討する考えを明らかにした。知事が計画再検討の必要性に言及したのは初めて。

片山知事は県内の福祉施設の現状について「県立だけでなく県内の福祉施設の老朽化が進み、傷んでいるとの認識を持っている」と述べ、計画的に改善する方針を明らかにした。

また、県が昨年六月に打ち出した県立社会福祉施設投の民間移管や再編・統合についても「県の考えに異論、反論があると聞いている」との認識を示し、「もう一度点検、整理して、来年一月末か二月初旬の平成十二年度予算編成

までには、県の方針を出したい」と述べた。

県は昨年六月に、▽県立特別養護老人ホームの民間または町への移管▽県立鹿野かちみ園（鹿野町今市）と鹿野第二かちみ園（同）の一般施設の民間設置・運営▽皆生療護園（米子市上福原七丁目）の県立皆生小児療育センター（同）への再編・統合の方針を打ち出した。しかし、福祉関係者から民間移管に反対する意見が出ている一方、鹿野かちみ園については入所者などから早期改築を望む声相沢いでいる。

県は十八日にも「障害者福祉施策のあり方検討会」を開き、福祉施設の整備について関係者の意見を聞く。

障害者・児施設サービス共通評価基準案作り

厚生省委員会報告No3

○ 小峰和守

4月26日に第5回委員会が開催されたのが最終回となり、私の役目も終了いたしました。以下の新聞記事でもおわかりになるとおり、3月22日に指摘を受けた案が提示されたのですが、最終回でも何点かの指摘があり、さらなる最終修正案作りを事務局におまかせしました。連休明けには何とか公表したいとのことでしたが、10日現在まだ届いておりません。

まだ、語句の意味の取り違い、施設種別ごとの非該当の問題など少し煮詰めておく必要があると思われましたが、私としても評価できる点も多く、なるべく早めに公表するべきとの判断に賛同しました。

私が個人的に評価しています点を列挙しますと、1. 利用者のニーズが多様であることが前提になっていること、2. そしてその多様なニーズに対して個別援助するのが施設の目的であること、3. 利用者の自治会活動が認められていること、4. 食事や入浴や、外出・外泊などの日常生活支援については利用者との話し合いが前提となって実施されること、などが明確に示されている点です。

しかし、なんと言っても最大の特徴は品質管理の手法が取り入れられたことです。この場合の品質管理とは個人のニーズを基点とし、そのニーズを達成するためのシステムが作られ、実践され、評価され、さらに新たな個人のニーズへ受け継がれていくという、無限のスパイラル構造を実践すること意味します。これにより、個々の利用者のニーズが基点であり、また目的であるシステムが明確になります。さらに職員の目的意識も向上するでしょうし、チームワークも高まる(高まって貰わなくては品質管理はできない)と思っています。品質管理は施設を町工場から近代企業に変える、と言えるでしょう。

ただ、問題になるのは利用者がニーズを明確にしないと、品質管理は始まりません。そのためにはどうしても権利意識を向上することが大切です。そしてそれは、自治会ネットの大きな責務だと考えています。

参考資料(福祉新聞記事2000/4/06)

障害者・児施設
サービス評価基準

4月下旬までに提示 厚生省

現場の指摘いれ修正作業

厚生省は三月二十二日に開かれた全社協主催のセミナーで、「障害者・児施設サービス共通評価基準(案)」について概要を説明した。身体・知的・精神、入所・通所、障害者・児施設サービスを共通の基準で評価するため、平成十一年一月から検討委員会(座長-岡田喜篤・川崎医療福祉大副学長)で検討を進めてきたもの。

同省は、十二年三月に最終まと提示するとしていたが、修正作業が続いており、提示は四月下旬になる予定としている。

全社協セミナーで概要を説明

基準案は、「福祉法の第三者評価システムに位置づけられる。評価は施設に義務づけるものではない」(森山幹夫・同省社会・援護局施設人材課長)、「目的は施設のランクづけではなく、あくまでも第三者によるサービスの客観的評価。併せて自己評価もすることで施設サービスの改善につなげるためのもの。また、人権侵害の判断基準として、虐待や預かり金使い込みなどの防止策ともなる」(仁木壮・同省障害福祉課長)などの基本的考え方により策定される。評価基準は、施設の設備・運営基準(最低基準)をどれだけ満たしたサービスを提供しているかの評価ではなく、最低基準順守の上、施設が独自に行うサービス部分を評価す

るもので、①人権への配慮②利用者に応じた個別プログラム③日常生活支援サービス④生活環境の整備⑤地域との連携⑥役員及び職員の研修⑦緊急時の対応-の七大項目からなる。

これらをさらに三十四中項目、六十四小項目に細分化し、実際には小項目のもとに設けられた合計二百六十一の「着眼点」をチェックして評価を行う。

例えば、大項目「人権への配慮」では、「人権の尊重」の小項目「サービス提供の理念や基本方針が明示きれ、それらが事業計画などに具体化されていますか」に対して、問いの意味を表す着眼点として、理念や基本方針が①分かりやすく明文化されている②法人役員とすべての職員は周知されている

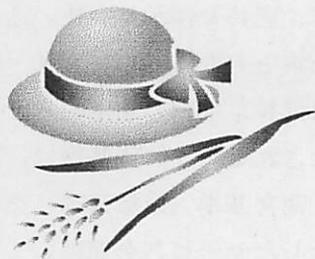
③利用者主体の考え方に基づいている
④事業計画や職員の倫理綱領などに反映され、かつ具体化されている⑤必要に応じて見直されている—というチェック項目が設けられており、チェックの数を「プロフィール表」に記入、検討の基礎資料とする。

ただし、入所・通所の別など、施設の種別によっては問いに該当するサービスを行っていない場合もあり、その場合はプロフィール表に「非該当」と記し、具体的理由を明記する。また、評価の結果は利用者の満足度を表すものではないとしている。

同日のセミナーでは、同評価基準案を試行した施設から、「利用者と家族の同意を問う項目が頻繁に出てくるが、利用者”や”家族のほか、及び、または、など言葉の判断に混乱した。どちらも同意していなければならないのか、

どちらかでよいのか、解釈が難しい」
「障害児施設ではないのに、こんなことまで家族の同意が必要かと疑問に思う項目もあり、すべての施設に共通の基準としては不安がある」（藤村和静・丹沢レジデンシャルホーム施設長・神奈川）、「着眼点の中には、個室化などやりたくても実現が難しいというものもある。余裕のある人員配置など、最低基準の検討を併せてやって欲しい」（大沢邦昭・おにしか更生園施設長・北海道）などと課題が指摘され、同省は「これらの指摘を生かして修正作業を続け、最終的なまとめは四月下旬の予定」としている。

なお、同様の評価基準では、特養のほか東京都が「心身障害者（児）入所施設サービス評価基準」を設けているが、同省が障害分野で基準を作成するのは初めてのことで、関係者から実物の提示が待たれている。



はぎれ 反射材差し上げます

うちのお店では反射材を使ったステッカーを製作した際に、はぎれがたくさんできます。今まではそのままゴミ箱に捨てていたのですが一度宝塚市の交通安全協会にもっていったところ、夜間の交通事故防止のために活用したいと喜んでいただけました。

嬉しいことに本年度の交通事故防止対策指針にも「反射材の有効活用」があげられています。

反射材は日曜大工のお店などでも販売していますが、特殊な材質もため価格が高いために、なかなか一般の消費者が購入するというわけにはいかないようです。うちのお店で生じるハギレでよければ無料で提供しますので、車椅子・お年よりの杖や傘・園児の持ち物などに貼って活用してください。

3cm×10cm程度の大きさにカットして5枚1組で送付しようと考えていますが、希望のサイズや必要枚数があればご連絡してください。

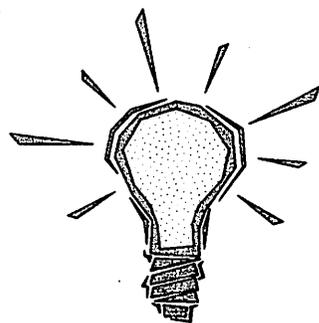
ただし、あくまでも製作の際に生じるハギレですからあまり大量でのご依頼には添えない場合もありますのでご了承ください。

＝ 希望条件 ＝

サイズH30m/m×W100m/mを5枚1セットで、1回の請求につき1セット
(ハギレがなくなった場合は、ハギレが生じ次第順次送付します)
返信用切手80円を貼った封筒を同封の上、郵便で請求

< 請求先 >

〒665-0835 兵庫県宝塚市旭町1-7-14-1F
ステッカー工房ヒロコー「反射材」宛
TEL 0797-81-1690 / FAX 0797-81-1729
営業時間 9:00 - 19:00
定休日 月曜日・第2/4日曜日
e-mail hirokoh@mvj.biglobe.ne.jp



環境制御装置 (ECS) について

東京都清瀬療護園 ○ 山科 賢一

環境制御装置 (Electric Control System) は、私も4年間ぐらい使っています。私は、足でボタンを押しています。それによって、部屋の明かり、カーテン、テレビ、ビデオ、コンポ、電話、エアコンを自分で操作ができます。度々、職員の手を借りなくても、電話をかけたり、受けたり、テレビも好きな時に付けたりチャンネルを変えたりしています。私が使っているのは最大60チャンネルです。しかし、実際は、30チャンネルぐらいしか使っていません。後は詳しい資料を担当の職員さんに書いてもらいましたので続けてご覧下さい。

使用状況

東京都清瀬療護園における環境制御装置の使用者数 18名

※ 在宅の方については、公費での補助があります。

入力

押す・さわる・吹く・吸うetc何でも良いので2つの入力さえ出来れば、以下の使用が可能です。

もし1つの入力しか出来なくても、範囲や利便性は限定されますが、使用は可能です。入力スイッチについては、個々人の状況に合わせて業者が相談に

のつてくれます。

尚、昨年より自分の発した言葉に反応してくれる音声認識型環境制御装置も発売され、当施設でも1名使用しています。評価は個々人の好みで分かれますが、携帯性に優れており、ある程度の正確な発語が出来る方ならば選択の余地があると思います。

使用可能範囲

○ 赤外線信号の使える一般家電機器
いわゆるリモコンの付属している機器で、御使用の機器の赤外線信号をECSに学習させます。現在のオーディオ関連機器 (テレビ・ビデオ・オーディオetc) については、ほぼ全てが使用

可能と考えてもらって間違いないと思います。

但し、エアコンについては信号が複雑なため、御使用のメーカーによっては使用できない場合があります。業者に問い合わせて下さい。

○ 照明のON/OFF

別途、赤外線リモコンの使用可能な照明機器の設置をお勧めします。

○ 電話の操作

別途、NTTの「シルバーフォン ふれあい」(スキャンしていくランプ(ボタン)を選択する)の設置が必要です。尚、数百円/一ヶ月で使用出来るリースをお勧めします。(障害を持っている方には割引が適用されるので、NTTに確かめて下さい。)

○ カーテンの開閉

別途、電動カーテンの購入が必要です。

○ パソコンの操作

別途、使用パソコン専用の入力装置が必要です。

○ ギャッジベッドの操作

御使用のギャッジベッドによって使用可能か否かがあるので、業者に問い合わせして下さい。

○ 緊急通報装置

施設ではナースコールになりますが、在宅の方については様々な形があるので、自分にあった形で業者と相談してもらうのが良いと思います。

当園における取扱業者

● パシフィックサプライ(株)

東京営業所

〒160 東京都新宿区新宿2-3-12

グレイスビル 2F

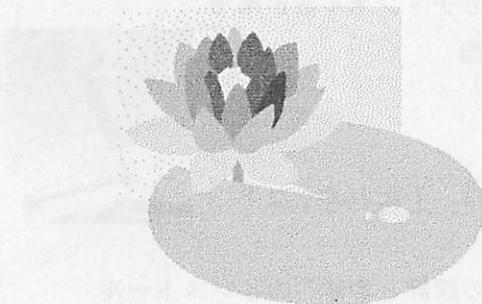
TEL 03-3352-0757 FAX 03-3355-3154

● (株)日本シューター 本社

(音声認識型環境制御装置 他)

〒113-8567 東京都文京区湯島1-12-3

TEL 03-3834-1107 FAX 03-3833-0044



環境制御装置の一例

事務局

以下に示すカタログは日本シューターのホームページより転載したもので、こんな製品もあるという一例です。決して推薦するものではありません。

NS SICAREPILOT (NSシーケアパイロット)

◆概要

■開発背景

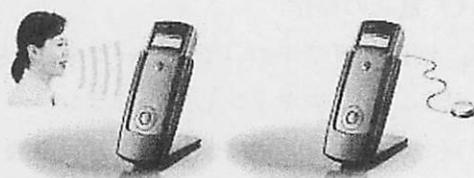
NSシーケアパイロットはドイツで開発された環境制御装置です。

日本シューターは日本語化を行い皆様にご提供いたします。

既存の環境制御装置が機能を強調したデザインであるのに対してNSシーケアパイロットは機能を充実させた上で、商品の利便性・デザインに重点を置きました。

NSシーケアパイロットは現在日本を含め、世界9ヶ国で使用されています。

身体にハンディキャップを持つ方々の自立生活をサポートすること。新しい介護スタイルの提供、それが当社のコンセプトです。



■特徴

1. 音声で指示するだけでコントロールが可能
2. 音声プレイバック機能
3. モバイル型を実現
4. メニューの組み方によりチャンネル数が増加
5. 各種スイッチも併用可能

◆接続方法

■設定方法

NSシーケアパイロットの接続設定は、下記のような手順で行われます。

- 1) 家電製品の把握と操作メニューの設計と本体へのインストール



ご使用になられる方の操作したい家電製品に基づきパソコンで操作メニューを作成します。

2) 家電製品の赤外線リモコン信号の取り込み

専用のスキャナーを使用し家電製品の赤外線信号をNSシーケアパイロットに読み込ませます。

3) 音声の入力

ご使用になられる方の音声をNSシーケアパイロットに登録します。上記、初期設定は、担当者が訪問して行います。

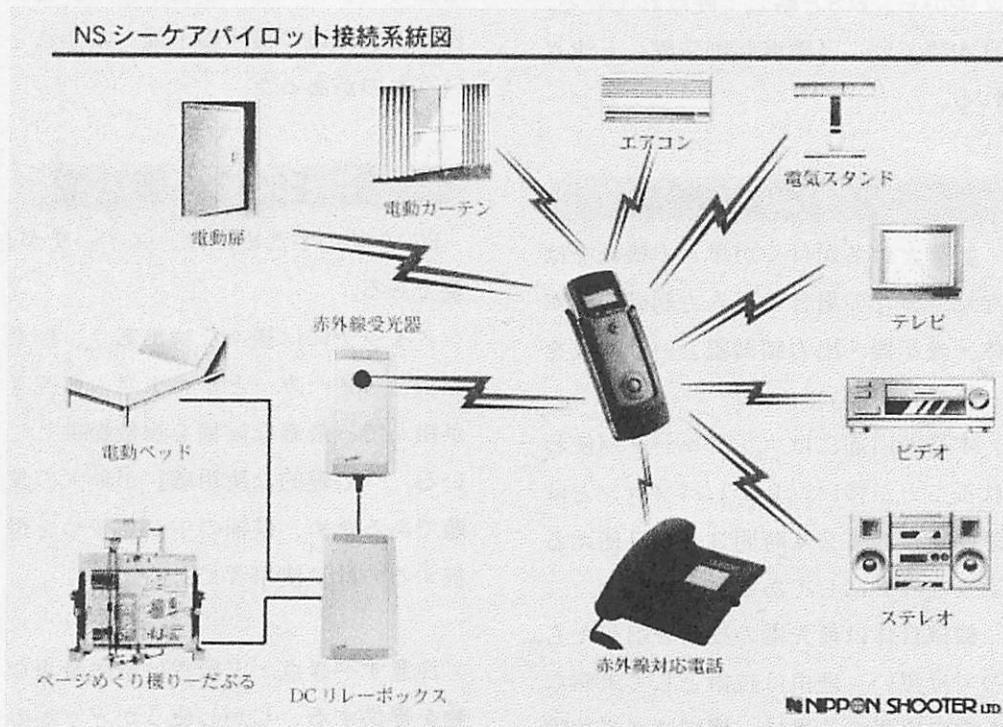
■接続可能機器例

NSシーケアパイロットは現在下記のような機器と接続の確認ができています。

テレビ、ビデオ、ステレオ、エアコン、電動カーテン、電動扉、電動ベッド、ページめくり機

<機種によっては接続できない物もありますので、お問い合わせ下さい>

NSシーケアパイロット接続系統図



ECSガイド

埼玉県総合リハビリテーションセンター
リハビリテーション工学研究室
研究開発担当 河合俊宏

1. ECSとは

最低ひとつのスイッチによって、あらかじめ決められた電化製品を動かす事によって、ADLと呼ばれる「日常生活動作」の補完をおこなうというよりも、QOLと呼ばれる「生活の質」を向上させるための機械である。

Environmental Control System の頭文字から、ECSと略して呼ばれている。日本語では、「環境制御装置」と訳される。

2. ECSの構成

装置とは名が付くが単一の機械ではなく、多くの場合は、入力制御器・本体・表示器・出力制御器という構成をとる場合が多い。

本体の内部にはコンピュータが使われることが多い。しかしパソコンとは違い安定して24時間365日使えるような設計にしてある。

機械自体は最先端の技術を追ったものではない。理由は技術として未熟なものを採用する事は、機械は必ず故障するという点で、使用者である患者・

入所者のトラブル、はっきり明記すると、その機械を使ったとしても死に至るという可能性が有るからである。

逆に現在確実な最新・最適技術を用いて、故障の無い機器を提供している。

本体自体が故障することは極めて少ない。製造上の問題は、設置時に出てくる場合がある。その後の故障は、使用上のトラブルによる物が多い。経験例だと、周辺の掃除の不備、水濡れというものがあつた。

3. ECSに必要な物

ECSを動かすためには、スイッチが必要である。

スイッチには様々な物があり、作業療法士・メーカーとリハ工学の研究者が組んで、最適な候補を複数提供している。「心理的な使用感」が最大の課題であるため、候補の中から一つを選択するのは、使用者である。

注意すべき点：支援者は常に最適な物を提供する。しかし使うかどうかの決定は使用者にあるため、最終的な確

認は必ずとる必要がある。

4. ECSの出来る事

ECSは、使用者の周辺機器をスキャンニングと呼ばれる段階的なコンピュータの選択要求に対して、的確な命令をする事が最低の条件となる。

この部分が理解出来ない使用者に関しては、対応が出来ない。

図(次ページECS概念図)でいうと、スイッチからの一度の入力を、入力制御器が感知し、本体を通じて、表示器上に配置された出力制御器に対応した物(LEDという)が発光する。LEDにはそれぞれ出力制御器に応じた周辺機器が対応している。LEDが順次点灯していく。1→2→3という順であり、多くのECSは2度回ることが多い。スイッチ入力→1→2→3→1→2→3→終了といった動きをする。

表示器上のLEDが点灯しているときに、スイッチから再度入力をすると、LEDの動きが止まり、発光している部分が選択をされたこととなる。この状態で対応した信号が本体から出力制御器に流れることになる。

よって使用者の意図した命令が、出力制御器によって対応づけられている周辺機器に伝わることになる。

周辺機器によっては、さらにスイッチからの入力を続けておかねばならない物もある。

動かせる周辺機器の具体例は、ナースコール、呼びベル・インターフォン・電動ベッド・テレビ・ビデオ・ラジオ・電灯・電動カーテン・自動ドア・ドア錠・電話機・意思伝達装置・パーソナルコンピューター・電動監視カメラ・ページめくり機・段差昇降機・エアコンと多岐に渡るが、すべて対応できるわけではない。どちらかという、動く物の方が少ないといえる。

製造物責任法(PL法)によって、従来は改造が出来ていた機器も、出来なくなっている場合が増えている。また新しい通信規格の開発によって従来のECSでは対応できない物もある。

導入する場合には、所有する電化製品の取扱説明書が最低限必要である。

動作が出来るかどうかの確認は、実際に使われる場所に伺うことが必要となる。埼玉県の場合では、当方や特定のメーカーで可能である。

期間的には、テレビだけといった簡易な場合は1ヶ月、動かしたい物が増えると3ヶ月程度である。電動ベットは6ヶ月以上かかる。移動も出来る電動車いす上からもといった場合には、1年程度かかるのが現状である。

5. ECSのメリット・デメリット

ECSは機械であるために、未来永劫に動き続ける物では無い。定期的なメンテナンスを行うことが必要となる。こ

の条件下で使用者のメリット・デメリットを列記する。

◆ メリット

- ・ 1つのスイッチを確実に操作できる身体能力で、周辺環境を制御できる。
- ・ 機器の構成が明確に理解できると、制御できる周辺環境が広がる。
- ・ 介護者をいちいち呼びつける必要がなくなる。

◆ デメリット

- ・ スイッチを確実に使える条件が確立できないと制御できない。

特に意識障害や痴呆があらわれたり進行すると使えない。

- ・ 機器に対する学習・訓練が必要である。
- ・ 機器に慣れる必要がある。
- ・ 機器それぞれに独特の操作方法が

あるため、機種交換の場合に再学習が必要となる。

- ・ 制御出来る数が固定のため、10, 15, 50といった単位でECS本体が必要となる。

6. 終わりに

対応の出来る範囲が非常に限定されていますが、メールによる導入前のご相談も可能ですので不明な点がございましたらご連絡ください。

◆ 連絡先

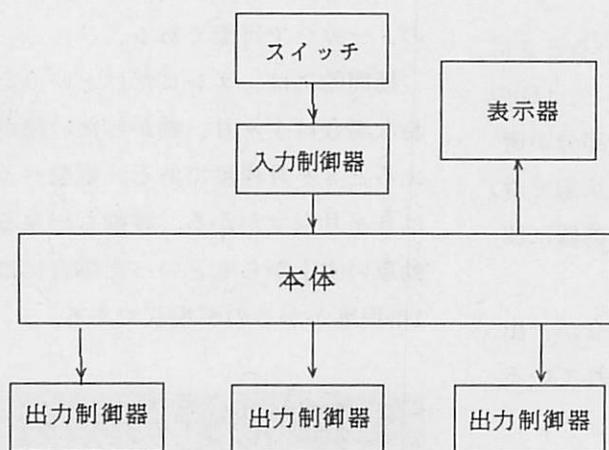
362-8567上尾市西貝塚 148-1

埼玉県総合リハビリテーションセンター

リハビリテーション工学研究室

FAX 048-781-1552

mail srcrel_kawai@geocities.co.jp



以上は河合さんがご自身のホームページで使われる予定の原稿を、掲載していただいたもので、無断での転載はご遠慮ください。

ECS概念

環境制御装置 (ECS) を考える

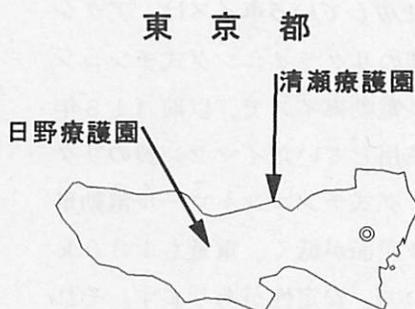
東京都日野療護園

● 二宮 博之

環境制御装置 (ECS) といわれて、すぐどういうものかが頭の中にイメージできる方はほとんど皆無であろう。それほどまだ使っている人が少ないし、割高価のことと十分でない自分の生活空間のためか、残念なことだかまだ日本では十分に使える環境が整っていないのが現状だといえる。

環境制御装置 (ECS) とは、我々全身性障害者にとり真に利便性が高く、これから益々使う人が増えるであろう。自分の生活空間の中で、たとえばテレビを付けたりチャンネルを変えたりすることはいちいち人呼んでやってもらう、ビデオやステレオにしたって同等のことがいえる。つまり環境制御装置 (ECS) はリモコンで動く家電製品やその他の製品だったら使用可能ということである。どちらにしても自分の生活空間の大部分が少しは時間がかかるが自分の意のままになる、これは画期的なことである、ただし自分の意のままに動く部位があることが最低条件となる。それはたとえ手足の指1本でも、声や息でも良く、話によると瞼の動きでも可能と聞いている。

最近家庭にPCの目覚ましい進出と進歩が相まって環境制御装置 (ECS) も飛躍的に進歩し音声認識環境制御装置なるものが登場してきている。それはかなり言語障害が強い人でもPCに自分の声や言葉を何回かあらかじめ記憶させておくため70チャンネル以上のことが出来るようである。これだけのことが出来るのだから自分の部屋のたいいのことは出来るという訳である。勿論これだけの出来るのだからPCも入れてだいぶ金銭的にも掛かるようであるが、総てが自分の意のままに動く快感からすると決して高くはないのかも知れない。



その以前は学習リモコンを利用していたのでせいぜい20チャンネルが限度であった。

そういう私も未だ旧式の20チャンネルを使っている、家電製品が増えチャンネル数が不足してきたのでそろそろ新しいものかと考えているものの、在宅障害者だと生活用具の対象となり給付対象で補助金が出るのに、施設で生活している我々には一文も出ない、「施設で買って貰いなさい」と言うばかり、措置されているのだからそんなこと解っているが施設も苦しんだから、それを待っていたらいつになるか判らない状態といえる。

愚痴をこぼしてもしょうがないから本題にもどるが、環境制御装置(ECS)を使うならやはり個室か、それに近い自分の生活空間がしっかり確保されていることが必要最小限の条件と私は考える。

以上

外国製電動車イスの過信

転んだ時にフトントラックに右腕をひかれました

横浜市 ○ 伊藤道和

私の使用している車イスは、アクション社製のリクライニング式チンコントロール電動車イスで、以前(18年間)に使用していたイマセン製のリクライニング式チンコントロール電動車イスより座面が低く、重量も130kgあるので、安定性があります。それに座席全体がチルドするので何度使っても、お尻がずれませんし、少しずつれた姿勢になっても、チルドすることで、元の位置に修正できます(このアクションの電動車イスには、チルドタイプ

と背もたれがリクライニングする2種類あります)。また、急坂でもガンガン上がっていくパワーもあるので、横転する心配がありますが、電動車イスの後ろに横転防止のバーが付けられているので安心感もあります。ただ、パワーが有りすぎて、5~6cm^程の段差でも簡単に乗り越えられるので、今までに横転しそうなことが何度かありましたが、事故もなく4年間無事に過ごしてきました。

しかし、昨年の5月に横転してしま

いました。20年間、電動車イスに乗っていた、初めての出来事でした。当日、歩道を電動車イスで走っていましたが、前方に斜めになった傾斜のある歩道に気が付きました。いつも、傾斜のある歩道は、キャスターが坂に流されやすいので、一気に渡りきっていました。

その日もゆっくりと電動車イスを進ませていたところ、前から自転車が2~3台連なって来たので、電動車イスを左(歩道寄り)に避けて止めました。歩道が狭いのでぶつかる可能性があったからです。

自転車が通り過ぎた後、電動車イスを前進させたとき、両キャスターが坂に流されて、左キャスターを車道の方に脱輪してしまいました。あつという間の出来事でした。車道と歩道の段差は20cm位あったので、電動車イスは前のめりになり、その勢いで私は電動車イスから飛び出し、車道へうつ伏せに倒れてしまい、右の顔を地面に強く打ちました。眼を開けると左の方に、電動車イスは横倒しになっていました。意識はしっかりしていて、殴られたような痛みを耐えていたとき、右の方から「グキ」という鈍い音に気が付きました。何かと顔を右に向けると、私の顔の横を大きなタイヤが通り過ぎて行ったのでビックリしました。

私は、トラックに右腕をひかれてしまいました。転んだときに、7トン車

のトラックの後輪の前に腕を差し入れた状態で倒れていたのです。トラックは渋滞していたので、私の右腕をゆっくりと乗り越えて行きました。ゆっくり乗り越えたのが後で良かったんですね。血行障害がなくて腕を切断しなくてすみしました。

腕をひかれた直後は、真っ黒にパンパンに腫れ上がっていたので、とても心配でした。右腕は、粉碎骨折2カ所、ヒビが1カ所入っていました。麻痺している腕なので、骨折している痛みは全くありませんでした。ただ、受傷後に右肩が内出血でパンパンに腫れ上がってきて、そちらの痛みの方が大変でした。手術をして、ボルト3本で固定をしている状態です。

あと数センチずれていたら、トラックに頭をひかれていたと思うと、後でゾッとしました。私は、右腕をトラックにひかれて運が良いのか悪いのかよく分かりませんが、私は命があっただけでも運が良かったと思っています。

今、事故を振り返って、電動車イスの操作が慎重でなかったように思います。慣れによる事故だったかもしれません。初心に戻って、慎重に電動車イスを操作したいと思っています。

皆さんも、くれぐれも傾斜のある歩道には気を付けて下さい。

(著者の許可のもとf l c会報「飛璃夢」より転載しました。事務局)

新聞記事を読んで

○ 小峰和守

文末に新聞記事を転載しましたので、そこからお読みください。

0. 県の無理解

訴えた利用者にしてみれば、施設内で組織だっで行われている介助に対する苦情を、その施設や施設長に直接訴えてみても改善の見込みはありません、だからといって、ほかに相談する機関も見あたらず、やむを得ず県に直訴したのです。その点を県側は全く理解していません。さらに、県に訴えたことが施設に露見したら報復を受ける可能性があることも県側は理解していません。二重の意味で理解が足りません。

そもそも、市の福祉課もそうですが、障害福祉課は行政の一機関で、利用者の立場には立っていません。彼らの仕事は、申請された内容を法律と照らし合わせて、事務手続きするだけで、決して利用者の窮状を救ってくれる窓口ではないのです。

千葉県の利用者虐待事施設とは持の関係で、きは大変鈍ていました。

利用者の苦情の手紙が 園長に筒抜け

恩寵園での利用件でも、県とちつ持たれつやはり県の動いと報道され

1. 施設内に苦情の処理機関を

やはり、どこにも聞いてもらえないようでは、まさに密室です。施設内に第三者からなる、利用者から苦情を聞いたり、第三者自身が監視し提言できる体制が必要です。

さらに第三者委員は実名が出てしまった方の安全を積極的に確保するべきでしょう。

2. 「あしすと」を利用しやすく

神奈川県には「あしすと」という独自の権利擁護機関がありますが、個人からの苦情は受け付けず、市町村で解決できなかった案件について解決を図るという、致命的な欠陥があります。今回の事件をきっかけに個人でも受付が可能なように改善をはかるべきです。

3. 利用者の声を運営に

事の発端の「定時排泄」についても28日付神奈川新聞によれば、施設長は「定時排泄対応をとらざるを得ない理由もある」と、定時排泄を認めるような答弁をしております。あまりの人権感覚の無さにあきれられるばかりで、これでは苦情がでてくるも当たり前です。

排泄だけでなく、利用者に対する人権無視はまだまだあるはずですが。私も訪問したことがあります。園の職員自らが「うちの食事は猫またぎです」と平気で答えていたのには唖然とさせられました。利用者の声が運営に反映する複数のシステムを利用者自身と再構築するべきです。

4. 県内施設にも第三者評価を

今回の事件以外にも利用者に対する人権無視は県内ですでに体罰や、体毛を剃るなどと多発しています。

ですから、単に緑風園の定時排泄の問題解決で済ますことなく、県内の全生活施設の第三者による評価を実施するべきです。幸い、前例として東京都の施設サービス評価基準もありますので、それを応用した県独自の評価システムも考えられるでしょう。また、国の「施設サービス共通評価基準」は五月中旬にも示されようとしています、そんなものの利用も考えられます。

参考資料

Asahi NewsPaper | Morning Issue APRIL 27, 2000

■施設の障害者からの苦情の手紙を無断で園長に公開

神奈川県障害福祉課が今年2月、相模原市にある県立の身体障害者療護施設「さがみ緑風園」（小川和徳園長、入所137人）の入所者から実名で寄

せられた、施設の処遇改善などを求める苦情の手紙を、そのまま入所者に無断で施設側に見せていたことが分かった。県側は「軽率だった」と謝罪した

が、相談を受けた、入所者の弁護士は「名前が明らかにされてしまうようなら、だれも苦情を申し立てできず、施設の密室性が強まるだけだ」として27日、県に公開質問状を出す。

手紙を出したのは脳性マヒで同園に入所している40代の女性。今年2月中旬、県障害福祉課に電話し、園での処遇について「トイレの時間が決められている、すぐにベッドに行くように言われるなど、介助の方法が不満」などと訴えた。言語障害があるため担当者が話を聞き取れず、「手紙で出すように」と言われた。女性は同園でボランティアをしている人に代筆してもらい、2月末に県あてに手紙を出した。

手紙を受け取った同課の担当者は、直ちに小川園長らを呼んでその手紙を女性に無断で見せた。

その後、園幹部ら3人が女性を呼んで「今後こういうことは外に言わずに

こちらへ直接言うように」などと話したという。女性は直後に部屋替えなどもされたため、「園を追い出されてしまうのではないか」と思い、弁護士に相談した。

女性の訴えで、県の担当者は3月末、手紙を園長らに見せたことについて女性に謝罪している。

久野昶(のぶ)彦県障害福祉課長は「手紙を本人の了承を得ずに、園長らに直接見せてしまったのは軽率だった。一般的には苦情を受けたら事実確認をして施設を指導する。ただ、個々の内容などについて、園側に具体的に確認しなければならないことがあったため、うっかり名前も伝えてしまったようだ」と話している。

小川園長は「どう改善すべきなのか、誤解があってもいけないので本人と話し合いをした。怒ったわけではない」と説明している。

参考資料 Asahi NewsPaper | Morning Issue Kanagawa APRIL 28, 2000

■障害者施設入所女性の苦情手紙 代理人、県に質問状 無断で公開・経緯など回答求める

県立身体障害者施設に入所している女性の手紙を県障害福祉課が、無断で施設に見せた問題で、女性の代理人の

市村大三弁護士が二十七日、県に公開質問状を出した。

女性は、施設での処遇の改善を手紙

で求めていた。質問状では、女性の実名が入った手紙を施設に見せた経緯や、女性が施設に事情聴取を受け「こういうことは外部に言わないように」と言われたことに対する考えなどについて回答を求めた。第三者機関による苦情処理の仕組みをつくることも求めてい

る。

市村弁護士は「こういうやり方では、だれも改善を求める声をあげられなくなる」と話した。県障害福祉課は「事実を確認したうえで、文書で回答したい」としている。

参考資料

Kanagawa NewsPaper APRIL 28, 2000

■相模原の施設入所者が苦情の手紙 県、園長に無断開示 代理人質問状「プライバシー侵害」

県障害福祉課が、県立身体障害者施設「さがみ緑風園」(相模原市高根)の入所者から寄せられた処遇改善を求める実名の手紙を、差出人に無断で施設側に見せていたことが分かり、入所者の代理人の弁護士が二十七日、「プライバシーが侵害されたのではないか」などとする質問状を同課に渡した。

手紙を出したのは同園に入所する四十代の女性。

言語障害があるためボランティアの人に代筆してもらい、「施設では定時排せつとなっており、時間外だと嫌な顔をされる」などとする手紙を三月上旬に同課に送った。

受け取った県の担当者は副園長らをして呼んで、手紙のコピーを渡した。その後、施設側が女性と話し合ったが、女

性はしつ責された印象を持ち、不安になって弁護士に相談したという。

県障害福祉課では「同じ県の組織であり、事実関係を確認するために見せた。施設側は、定時排せつ対応をとらざるを得ない理由もあるなど、誤解を説くためにも本人と話し合う必要があった」と説明。その上で「手紙を見せることを女性に断らなかつた点は配慮に欠けていたと思う」としている。



第5回「施設と人権」シンポジウム

「どないすんねん、施設の生活!？」

日時 9月(土)9~10日(日)

場所 ホテルアウィーナ大阪

○ 記念講演の講師が石渡和実いしわたかずみ氏となりました。

石渡先生は東洋英和女学院助教授、湘南ふくしねっとオンブズ委員、障害者・児施設サービス共通評価基準作成委員などを務められています。

今回は、社会福祉基礎構造改革など入所施設を取りまく概況とオンブズマン制度のあり方やエンパワーメントにむけた取り組みについて「施設利用者のエンパワーメント」と題して講演していただけます。

○ 開催要綱は自治会ネットのホームページにもあります。

<http://member.nifty.ne.jp/RYOONET/>

ぜひ大阪でお会いしましょう!

療護施設自治会全国ネットワーク機関誌『あした』No 26

編集者 : 『療護施設自治会全国ネットワーク』事務局

連絡先 : 〒204-0023 東京都清瀬市竹丘3-1-7

東京都清瀬療護 山科賢一 気付

TEL. 0424-93-3235 (施設) FAX. 0424-93-3234 (施設)

E-mail kiyose@din.or.jp (施設)

郵便振替 :

『療護施設自治会全国ネットワーク』00180-0-715838

発行所

157の0073
東京都世田谷区砧6の26の21
障害者団体定期刊行物協会
定価100円

療護施設自治会全国ネットワーク